

# 雲出っ子クラブ規約

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本クラブは、「雲出っ子クラブ」と称する。

### 第2条(目的)

本クラブは、大井公民館を拠点とし、大井地区住民の子どもから年配の方々が、スポーツを通じ、健康の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 第3条(構成)

本クラブは、大井地区(一志町内可)在住する者及び、本クラブの目的に賛同する者により構成される。

各種スポーツ活動・事業による会員で構成する。

### 第4条(事業)

本クラブは、目的遂行の為に次の事業を行う。

1. 毎月2回以上(第2・4の土・日曜日)の活動
2. 各種スポーツ教室・練習試合・大会の開催
3. 各種研修会の開催
4. その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 役員・運営委員

### 第5条(役員)

本クラブに次の役員を置く。

・会長 1名    ・副会長 2名    ・事務局長(会計) 1名    ・会計監査 2名

### 第6条(役員を選出)

役員は次の者をもって充てる。

1. 各団体の代表者
2. 本クラブが特に必要と認める者

### 第7条(役員の仕事)

役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、本クラブを代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
3. 事務局長は、本クラブの会計事務を処理する。
4. 会計監査は、会計を監査する。

### 第8条(運営委員)

本クラブに、運営委員を置く。

・委員 若干名

### 第9条(運営委員を選出)

運営委員は次の者をもって充てる。

1. 各団体の代表
2. 本会が、特に必要と認めた者

#### 第10条(運営委員の任務)

運営委員は、本クラブの会務を分担する。

#### 第11条(役員・運営委員の任期)

役員・運営委員の任期は、1年(年度毎)とする。

#### 第12条(顧問)

本クラブに顧問を置くことができる。

### 第3章 機関

#### 第13条(機関)

本クラブには次の機関を置き、その連絡調整及び、事務処理は事務局が行う。

1. 役員会
2. 運営委員会
3. 各種スポーツ・事業別実行委員会

#### 第14条(役員会)

役員会について次の通り定める。

1. 役員会は、役員・運営委員代表・顧問をもって構成する。
2. 役員会は、必要に応じ会長が招集する。  
また、会長が必要と認めた者をも招集することができる。
3. 役員会は、本クラブ運営に関する事項・予算及び決算に関する事項・役員の選出・規約の改廃に関する事項・その他必要と認めた事項について審議する。

#### 第15条(運営委員会)

運営委員会について次の通り定める。

1. 運営委員会は、役員・運営委員をもって構成する。
2. 運営委員会は、必要に応じ会長が招集する。
3. 運営委員会は、事業の計画及び運営に関する事項を協議し決定する。
4. 運営委員会は、役員・運営委員の1/2以上の出席をもって成立する。
5. 運営委員会での議決は、出席者の過半数をもって決する。

#### 第16条(各種スポーツ、各種事業別実行委員会)

各種スポーツ、事業別実行委員会について次の通り定める。

1. 運営委員会にて各種スポーツ、事業別実行委員長を1名選出する。
2. 本クラブの目的達成の為に具体的なスポーツ、事業を計画し、運営委員会で承認後、その実施に当たる。
3. 各種スポーツ、事業別実行委員長は、委員長1名・部員若干名をもって構成する。
4. 委員長、部員は運営委員会で互選する。

## 第4章 会計

### 第17条(会計)

本クラブの会計は、一般会計と特別会計に分け、経費の充当は次の通りとする。

- ・一般会計 事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その他
- ・特別会計 一般会計の予備金

### 第18条(会費)

本クラブ会員の会費は無料とする。

但し、各種スポーツ、事業別実行委員会にて、参加費、傷害保険料、交通費などの徴収を決することがある。

### 第19条(会計年度)

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

会計報告は、運営委員会での承認・決議を必要とする。

## 第5章 事故の責任

### 第20条(自己の責任)

会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定並びに指導者の指示に従い、自己の責任において、行動するものとする。また、盗難、傷害等の事故が起っても、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

### 第21条(障害保険の加入)

会員は、本クラブの活動に関し、傷害保険に加入するものとし、その保険の対象、範囲内でのみ対応するものとする。

## 第6章 細則

### 第22条(細則)

本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議により定める。

### 第23条(規約の改正)

本規約は、運営委員会の決議によって随時改正することができる。

### 付則

本規約は、令和2年5月1日より施行される。

以上